

電気取扱業務にかかる特別教育 講習を実施します！

最近、益々増えつつあるハイブリッド車をはじめ、電気モーターを使用した車両の電圧は、数百ボルトを使用しており、この電圧は、労働安全衛生規則によれば、「特別教育」を必要としています。

したがって、これらの車両の電気系統の整備を行う場合は、この「特別教育」を修了していなければ、触れることができません。

日常の作業において、ハイブリッド車でもハイブリッド系統の点検・整備の外、作業内容によっては、高電圧部分の脱着が必要な作業も生じます。

整備振興会では、すでに整備士資格を有する方を対象に、この労働安全衛生規則に基づく「電気取扱業務にかかる特別教育講習」を、下記のとおり開催します。

なお、この講習の修了者には、「特別教育修了証」が交付されます。

※ 事業者は、労働者に対し、50ボルト以上の充電電路の作業を行わせるときは、労働安全衛生規則に基づく特別教育を受けさせなければなりません。

記

- 1. 講習名** 電気取扱業務にかかる特別教育講習
- 2. 講習日時** 平成26年11月25日（火） 9:00より18:00まで
- 3. 講習場所** 自動車整備商工組合 2階学科教室
- 4. 受講資格** 自動車整備士資格を有する者又は整備経験3年以上で電気に精通しているもの
- 5. 定員** 50名
※受付順で定員になり次第締め切ります。また、申込者が少数の場合、中止する場合があります。
- 6. 受講料** お一人 4,320円（消費税、テキスト代込み）
- 7. 受付** 教育課 平成26年11月10日(月)～11月14日(金)まで

お問い合わせ先 教育課 098-877-7065